

うるま市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

うるま市教育委員会規則第 7 号

うるま市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

うるま市立学校給食センター条例施行規則（平成 2 7 年うるま市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

給食センター	学校名
うるま市立学校給食センター 具志川調理場	うるま市立あげな中学校
	〃 具志川中学校
	〃 高江洲中学校
	〃 具志川東中学校
うるま市立学校給食センター 石川調理場	うるま市立川崎小学校
	〃 天願小学校
	〃 あげな小学校
	〃 田場小学校
	〃 兼原小学校
	〃 中原小学校
	〃 赤道小学校
	〃 石川中学校
	〃 伊波中学校
	〃 宮森小学校
	〃 城前小学校
	〃 伊波小学校
うるま市立学校給食センター 与勝調理場	うるま市立南原小学校
	〃 勝連小学校
	〃 平敷屋小学校

	〃	与那城小学校
	〃	高江洲小学校
	〃	具志川小学校
	〃	彩橋小学校
	〃	彩橋中学校
	〃	与勝中学校
	〃	与勝第二中学校
うるま市立津堅学校調理場		うるま市立津堅小学校
	〃	津堅中学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。